

# 診療報酬改定について

謹啓 陽春の候、貴院ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、2022年4月1日(金)より適用される令和4年度診療報酬改定についての通達がございましたので、ご案内申し上げます。(令和4年3月4日保医発0304第1号)

## ◆ 非経口摂取患者口腔粘膜処置の改定

### 非経口摂取患者口腔粘膜処置 (1口腔につき) 110点

(改定前：100点)

経口摂取が困難な療養中の患者に対する剥離上皮膜の除去等を評価する。

#### [算定要件]

(1) 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔清掃用具等を用いて口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合に、月2回に限り算定する。

#### [対象患者]

経管栄養等を必要とする、経口摂取及び患者自身による口腔清掃が困難な療養中の患者であって、口腔内に剥離上皮膜の形成を伴うもの。

なお、弊社製品に付きましてご相談やご質問などがございましたら、営業、または下記宛先までお気軽にご連絡いただければ幸いです。

今後とも弊社「Pepti-Sal 製品シリーズ」をご愛顧賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



ティーアンドケー株式会社  
<https://www.comfort-tk.co.jp>

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-5-7  
TEL 03-5640-0233 FAX 03-5640-0232  
平日 9:00 ~ 18:00 (土日祝日を除く)